

液状化対策の検討内容を

お知らせします



液状化対策検討委員によるボーリング現場の視察（下川岸地区）

市では、再度の大地震時における液状化による被害を軽減するため、道路などの公共施設と隣接宅地の一体的な液状化対策を検討しています。2月23日に第2回目の説明

会を、佐原中央公民館と小見川スポーツ・コミュニティセンターで開催し、計36人の参加がありました。

■説明内容

○地盤液状化のメカニズム
○液状化対策工法（代表的な工法を2例）
○地下水位低下工法：地中に集水管を埋設して排水する工法。地盤沈下に注意が必要。

○格子状地中壁工法：地盤を格子状に囲む工法。地下水位低下工法より費用がかかる。

○液状化対策の検討方法
現地盤と対策後の想定地盤の液状化判定結果を比較して効果を確認。現在、現地盤の地質データを集めるためにボーリング調査を実施中。

○現地建物被害調査（聞き取りによるアンケート調査）
調査件数 281件

液状化対策事業は、まだ半

数が多い状況。また、液状化対策の実施を半数以上が望んでいるが、個人負担を懸念している。

○今後、モデル地区を設定して検討
地質調査が完了後、どの工法が適しているのか、個人負担はどのくらいになるのか、モデル地区を選定して検討を行っていく。

■質疑応答
問 住宅地周辺が道路に囲われていないと事業実施できないのか。また、道路だけの事業化はあるのか。

答 周辺が全て道路に囲われていなくても可能ですが、道路などの公共施設と宅地を一体的に液状化対策していくことが事業の要件になっていきます。

問 事業は平成26年度から実施するののか。

答 関係住民の同意も事業の要

件であるため、事業計画案を平成25年10月までに作成し、合意形成の支援に努めますが、復興交付金を活用するには、平成27年度までに工事に着手する必要があります。

今回の説明会の資料は、都市整備課で閲覧できるほか、市ホームページに掲載しています。

地質調査を追加で実施
復興交付金の追加交付が決定し、液状化対策検討のための地質調査を追加で行うことになりました。実施する地区には別途回覧でお知らせします。

追加した地質調査の結果を含めて検討するため、次回の市民説明会は6月ごろの開催を予定しています。

問い合わせ
都市整備課 ☎(50)1232

二度と事故を起こさないために 黒部川のボート安全 マニュアルが整備されました



▲小見川スポーツ・コミュニティセンターで行われた小見川ボート場事故防止検討会

平成24年12月に黒部川で発生したボート沈没事故の反省と教訓から、千葉県ボート協会（会長：香取市長 宇井成一）は、日本ボート協会、および千葉県教育委員会の指導、協力を得て「黒部川水域の安全マニュアル」の実践的な検討を進めてきました。この度、3月13日の検討会で最終協議を行い、マニュアルを決定しました。

今後、協会はボートなどの練習や競技で黒部川を利用する人に対して、マニュアルの説明を行い、その遵守と安全対策の実施を要請するとともに、広く周知するとしています。

皆さんも利用の際は、マニュアルを確認ください。

■マニュアルの主な内容

- ・活動する団体などには、必ず安全担当者を置くこと
- ・最新の気象状況を確認し、出艇の可否を慎重に決定すること
- ・寒冷な時期には、モーターボートの伴走をつけること

※その他、危険箇所などを明示した地図の添付や、鹿島工業地帯の煙突の煙、筑波山の見え方による風の状況判断を行うことなど、地域特性に配慮していることが特徴

問い合わせ

千葉県ボート協会事務局（小見川スポーツ・コミュニティセンター内） ☎(83)0101

岩手県山田町と災害時相互 応援協定を締結



▲協定を締結し固い握手を交わす宇井市長（左）と佐藤信逸山田町長（右）

市では、3月15日に、旧山田町が姉妹都市協定を結んでいた岩手県山田町と、災害時相互応援協定を締結

しました。この協定により、甚大な被害を受けた岩手県山田町へ市から応援職員を派遣し、復興事業の支援を行います。締結式は市役所で行われ、宇井市長と佐藤信逸町長が協定の締結をしました。

問い合わせ
総務課 ☎(50)1201

総合窓口がオープン 証明書が1つの窓口で 発行できます

市では、5月7日(火)から、市民課・税務課の各種証明書が1つの窓口で発行できる総合窓口をオープンします。

課税（非課税）証明書、納税証明書、固定資産評価額証明書、固定資産公課証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、軽自動車税納税証明書（継続検査用）、法人所在証明（普通車用）、法人所在証明（軽自動車用）など

1階フロア全体を利便性やプライバシーに配慮した空間にするため、窓口カウンターや案内表示の整備を行い、市民課と税務課の配置を変更します。

※レイアウトなどの詳細は本紙5月1日号でお知らせします

発行できる証明書
戸籍、住民票、印鑑登録証明書、住民基本台帳カード、所得証明書、市県民税

問い合わせ
企画政策課 ☎(50)1206